

憲法の現在

OBA MJ 連載

《憲法問題特別委員会だより》

第54回 メディアをめぐる表現の自由 —曾我部真裕教授講演録—

憲法問題特別委員会 委員 吉原 裕樹

第1 はじめに

近時、メディアの表現活動のもつ影響力を再認識させる事件が相次いでいる。すなわち、朝日新聞従軍慰安婦報道事件は、メディアの報道が、国境を越えた広範な社会的影響力をもつことを再確認させ、フランスにおける「シャルリ・エブド」襲撃事件は、メディアの表現活動が、社会に深刻な対立、分裂を招きうることを実感させた。

一方、昨今では、朝日新聞従軍慰安婦報道事件においても見られたように、インターネットを通じた一般人の表現活動が、時にメディアに比肩しうるほどの社会的影響力をもつようになった。反論権などのアクセス権論は、メディアによる情報及びその発信手段の寡占化を背景として主張されたが、インターネットの発達により、そのような現状認識は、再考を迫られているようにも思える。

大阪弁護士会憲法問題特別委員会では、このような状況にかんがみ、(とりわけフランスとの比較における)表現の自由論、メディア法制に造詣の深い曾我部真裕・京都大学大学院法学研究科教授（憲法学）を講師としてお招きして、平成27年4月28日、「メディアをめぐる表現の自由—朝日新聞従軍慰安婦報道事件、「シャルリ・エブド」襲撃事件を契機として—」と題する学習会を開催した。

以下、同学習会の概要を紹介する。

なお、本稿の内容については、筆者（吉原）が一切の責任を負っている。

第2 曽我部真裕教授の講演内容

① メディア環境の緊迫化

(1) 世論におけるメディア不信の亢進

インターネット上には、「新聞では語られない（隠蔽さ

れている）真実」とされる、様々な情報があふれている（いわゆる「在日特権」など）。また、現在、メディアの報道は、常にソーシャルメディアや誤報検証サイトを通じて監視されているため、メディアの誤報は、すぐに発覚し、厳しい批判を受けるようになった。

(2) 放送への政治介入

自由民主党が、平成26年12月14日の衆議院議員総選挙に先立って、テレビ局に「公平中立」な選挙報道を求めたり、平成27年4月17日、NHKとテレビ朝日の幹部を同党の会合に呼び、事情聴取をしたりするなど、放送への政治介入はますます露骨になっている。

このような放送への政治介入を、メディアを批判するインターネット世論が支持し、さらに放送への政治介入が強まる危険性がある。

(3) 法制度の状況

近時、「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）制定、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）及び不正競争防止法の改正が行われた。これらの背景には、情報の価値が高まる一方で、情報が大量漏洩する危険性が増加したことから、情報管理を強化する必要がある、という共通の事情がある。

これらの規制は、取材や報道の自由を狙い撃ち的に規制しているわけではなく、原則として主体や態様を限定せずに、私人に対し、一般的な義務を課している（情報漏洩の一般的禁止など）。このため、メディアとしては、そのような一般的義務からの免除（=特権）を求める事になる。たとえば、個人情報保護法50条1項1号が、メディアに対して適用除外を設けているのは、その一例である。

② メディアの自由と特権、責務

(1) メディアの自由の捉え方

メディアの自由が個人の自由と同質か、それとも異質

かについては、学説上、見解の対立がある。メディアの報道等が、専門職能、職業倫理を基礎として、継続的に知る権利に奉仕する点からすれば、異質論を支持すべきである。

異質論は、記者クラブに対する便宜供与、取材源秘匿及び上記の個人情報保護法における規制適用除外など、メディアの特権と結び付きやすい。

異質論に対して、メディアと個人の相違は相対的ではないかとの批判がある。この点につき、従来、テレビ、ラジオなど、媒体を基準とした峻別が可能であるとされてきたが、「専門職能、職業倫理を基礎とした知る権利への継続的奉仕」という上記の機能を有するか否かをマルクマールとして、区別すべきである。

長谷部恭男教授は、メディアなど法人の基本権は、個人の「切り札としての権利」とは異なり、憲法政策的に認められたものと論じているところ、このような立論は、テレビ局のような巨大メディアにはよく妥当する。もっとも、メディアの活動を、個人による表現の自由の共同行使と捉えうる場合もある。

(2) 放送規制

特に放送メディアに対しては、放送法等において、多様な規制が行われている。これを憲法上正当化するために、従来、電波稀少性論、社会的影響力論、(比較的最近の)部分規制論などが主張してきた。これらの議論は、いずれも一定の合理性をもつが、上記の規制を完全に正当化しうるものではない。

メディアは、法制度によって用意された特権的な表現の場を使用することができる、というメディアの特殊性を考慮してはじめて、上記の規制を正当化しうる。

(3) メディアの自由を支えるために

メディアの自由を強化するために、以下のような方策が考えられる。

メディアは、政治権力に対峙しうる「第四権」とされることがある。そうであるとすれば、統治構造論的視点から、メディアの正統性の調達と統制を図るべきである。

司法制度改革論議においては、裁判所改革の方向性として、裁判所と国民との間のコミュニケーションを強化することによって、国民の裁判所に対する信頼を調達し、これを裁判所の正統性の基礎とすべきであるとされた。

メディアにおいても同様に、メディアの一般私人に対する開放性を高め、両者のコミュニケーションを強化することによって、メディアの正統性を高め、もってメディ

アの自由を保障すべきである。

具体的には、誤報が判明した場合に、誤報を行ったメディアに取消義務を認める(ただし、法的義務ではなく、政治的責務と考えるべきである)、「放送倫理・番組向上機構」(BPO)を参考にして、メディア各社が自発的に加盟する報道評議会を設置する、などの方法が考えられる。

報道評議会は、①メディアが報道倫理を自律的に保持するプロフェッショナルであることを明確化する、②メディアに対する正当な批判に関しては、メディアに対応を要求するなどして反省を促す一方、不当な批判に対しては、メディアの「砦」となる、③メディア界が開放的な存在であることの象徴となる、といった意義がある。

3 メディアの自由と個人の表現の自由

(1) 従来の論議

従来、メディアによる情報及び情報発信手段の独占状況を背景とし、これに対抗しうる個人の表現の自由を確保すべきであるという見地から、いわゆるアクセス権論が主張され、その影響下に、最二小判昭和62年4月24日民集41巻3号490頁(サンケイ新聞事件)が提起された。

(2) 現在の状況

しかし、現在では、インターネットの発達により、個人が不特定多数人に対して安価に情報発信することが容易になった。このため、メディアによる表現手段の独占状況は相当程度消失しており、アクセス権論は、すでに存在意義を失ったといふべきである。

なお、従来の日本では、反論権はアクセス権論に基づいて主張される傾向にあったが、ヨーロッパにおいて立法化されている反論権制度は、アクセス権ではなく、人格権に基づくものとされている。このため、反論権は、アクセス権論が基礎を失ったとしても、なお存立しうるものである。

4 メディアの自由と個人・集団の権利——シャルリ・エブド襲撃事件を契機として

(1) シャルリ・エブドについて

シャルリ・エブドは、2005年にデンマークの新聞が掲載したムハンマドの風刺画を、2006年2月に転載した。国内外のイスラム教徒は、これを厳しく批判した。風刺画のなかで特に問題視されたのは、ムハンマドの黒ターバンを丸い爆弾にして、そこから導火線を伸ばしたものであった。

シャルリ・エブドは、フランスにて、イスラム系団体か

ら、宗教を理由とする人的集団に対する公然侮辱（いわゆるヘイトスピーチ）に当たるとして訴追されたが（フランスでは私人訴追が認められている。）、第一審、第二審とも無罪となり、これが確定した。

第一審、第二審の無罪判決の骨子は、①風刺画は一般の表現よりも広く許容されるべきである、②「宗教を理由とする人的集団に対する公然侮辱」に当たることなどがヘイトスピーチ規制の要件とされているところ、上記風刺画は、イスラム教徒全体に向けられたものではなく、そのうち、イスラム原理主義者にのみ向けられたものなので、上記要件を満たさない、③イスラム原理主義者に対する批判は正当であって、公共性がある、といった点にあった。

（2）宗教批判／ヘイトスピーチ

ア 宗教批判

フランスの政教分離（ライシテ）は、カトリック教会との厳しい対立を経て、1905年の政教分離法の制定によって確立され、1958年制定の現行憲法では、憲法原理とされている。また、フランスでは、宗教冒涜罪は、1881年のプレスの自由に関する法律で最終的に廃止されている。

フランスでは、政教分離確立後も、カトリック教会は広範な社会的影響力を有していることから、かえって、これに対する反発、批判も強い。また、同国では、19世紀の七月王政期に、政治批判が厳しく規制されたなかでも、風刺画による政治批判は比較的自由であったことなどから、伝統的に、風刺画が重視されてきた。

このようなことから、フランスでは、宗教批判、とりわけ風刺画による宗教批判の自由を尊重しようとする伝統がある。

イ ヘイトスピーチ

他方、フランスでは、ヘイトスピーチ規制は厳格である。

1972年に1881年法が改正され、「出生又は特定の民族、国民、人種若しくは宗教への帰属の有無、あるいは性別、性的指向又は性的アイデンティティ若しくは障害を理由とする人又はその集団に対する名誉毀損、侮辱、差別・憎悪・暴力の煽動」が処罰されている。

フランスのヘイトスピーチ規制法は、改正により徐々に対象が拡大しているところ、これは、「いったんヘイトスピーチ規制を行うと、なし崩し的に規制が強化されるおそれがある。」というヘイトスピーチ規制消極論の論拠を支持するものである。

ウ 小括

以上のとおり、フランスでは、宗教批判の自由は尊重される一方、ヘイトスピーチは厳格に規制されており、好対照をなしている。もっとも、宗教批判とヘイトスピーチとを截然と区別できない場合も、少なくないであろう。

（3）表現の自由に関する日本とフランスの対照

反論権やヘイトスピーチ規制が立法化されていることからも分かるように、フランスの表現規制は、日本に比べてかなり厳格である。両国の表現規制の厳格さが大きく異なっているのは、萎縮効果の捉え方に相違があるためではないか、との仮説を立てることができる。

すなわち、日本では、萎縮効果について、「原理的悲観論」がとられている。萎縮効果を抽象的に捉えたうえで、そのような萎縮効果が発生するのを防止するために、表現の自由保障全体を底上げすべきであるとされる。ここでは、表現の自由と民主制との協調関係のみが重視される。

これに対して、フランスでは、萎縮効果について、「経験的楽観論」がとられている。萎縮効果を現実レベルで捉えたうえで、一般国民の表現の自由に対するコミットメントが深く、また、ヨーロッパの多層的人権保護システムにより表現の自由が十分に保障されているから、表現の自由は容易に萎縮しないとの経験的認識に立つ。そのうえで、民主社会の基礎たる人間の尊厳を擁護するために、表現規制を行う。ここでは、ヘイトスピーチのように、表現の自由が、民主制の基礎たる人間の尊厳を否定し、表現の自由と民主制とが緊張関係に立つ場合がある、という事実が直視される。

第3 おわりに

一般個人のメディアに対する信頼確保の重要性については、メディアをめぐる従来の論議においても指摘されてきた。しかし、曾我部教授のご見解は、メディアを統治機構とのアナロジーで捉え、一般個人のメディアに対する信頼を、メディアの「民主的正統性」の源泉と見る点において、非常に斬新であった。それにとどまらず、曾我部教授は、報道評議会の設置という具体的の方策を提唱されているところ、これは、現に類似の制度としてBPOが存在するだけに、現実的実現可能性があり、大変興味深いものであった。

曾我部教授のご講演を踏まえ、メディアをめぐる表現の自由について、さらに研究を深めていきたい。

OBA MJ

月刊 大阪弁護士会
June 2015 Vol.126 (通巻732号)

2015年(平成27年)6月30日

●発行：大阪弁護士会
●発行責任者：広報委員会 委員長 三木秀夫
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
URL <http://www.osakaben.or.jp>
●印刷：西村印刷株式会社